

慶應義塾大学硬式庭球同好会連盟  
総規約

制定年月日：平成26年11月1日

改正年月日：平成28年4月1日

第1章 総 則

第1条（名称）本連盟は、慶應義塾大学硬式庭球同好会連盟と称する。

第2条（目的）本連盟は、慶應義塾大学硬式庭球同好会における庭球の普及、発展、並びにその統一を期し、併せて会員の品性の管理、運動精神の修行発揮に資することを目的とする。

第3条（事業）本連盟は、前条の目的を達成するため、塾内個人戦、塾内新人戦、塾内団体戦及びその他本連盟加盟硬式庭球同好会の統一行事を主催する。

第4条（事業年度）本連盟は、事業年度を1月1日から12月31日までとする。

第5条（所在）本連盟は、本部を慶應義塾大学三田校内に置く。

第2章 会 員

第6条（会員）本連盟は、下記の者を会員として認める。

本連盟加盟の硬式庭球同好会（慶應義塾大学公認団体）に属する者、もしくは本連盟加盟の硬式庭球同好会と提携する団体（他大学公認団体）に属する者。但し、体育会硬式庭球部、準体育会硬式庭球部に在部しているものは会員として認めない。

第7条（入会1）本連盟に参加せんとする者は、学年を問わず本連盟加盟の硬式庭球同好会を通じて申し込まなければならない。また、脱退の場合も同様の方式で届け出なければならない。本連盟への申し込みは、各同好会に所属する者全員がしなければならないものとする。

（入会2）入会に際し、登録は名簿の提出、会費の入金を以って完了とする。期日は5月末とする。ただし秋入学の1年生に関してのみ、10月末を期日とし別途登録手続きを行う。

第8条（更新）登録の更新は、年度毎に名簿の提出、会費の入金を以って完了とする。名簿の提出は3月末を期日とする。会費の入金については第13条に準ずる。

第9条（移籍）本連盟加盟の硬式庭球同好会間の移籍は、原則として認めない。但し、本連盟役員会が承認した場合に限り、移籍を認める。移籍手続きは月例で行われる集会又は総会において所定の手続きを以って完了とする。

第10条（権能）会員は本連盟の主催する大会に参加する権利を有する。但し、同好会を移籍した者は入会后1年間の塾内団体戦への出場は原則として認めない。第2学年以上かつ前塾内団体戦の選手登録表に記載されていない者はこの限りではない。また、体育会硬式庭球部、体育会矢上部硬式庭球部から本連盟に参加した者は硬式庭球部退会后1年間の塾内団体戦への出場は原則として認めない。

第11条（大会）大会規定は別に之を定める。

第12条（義務）本連盟加盟の硬式庭球同好会は、本連盟が主催する統一行事への参加義務を有する。

第13条（会費）本連盟加盟の硬式庭球同好会は、会費として部員1名につき2000円（部員数×2000円）を毎年5月末日までに入金しなければならない。ただし秋入学の1年生について、会費入金は期日を10月末日とする。また、団体登録費、エントリーフィー、統一行事参加費を指定期日までに本連盟に入金しなければならない。

第14条（除名）会員または本連盟加盟硬式庭球同好会にして、本規約に違反するか、本連盟の名誉を傷つけた行為ありと認められた場合は、総会の決議により除名することができる。

第15条（再入会）本連盟を除名された会員は、本連盟役員会が承認した場合に限り、他の硬式庭球同好会への再入会を認める。

### 第3章 総 会

第16条（総会）本連盟は、本連盟加盟の硬式庭球同好会の代表を以って総会を構成する。代表は、総会への参加義務を有する。但し、連盟委員長に委任状の届け出がある場合に限り、代理を認める。

第17条（招集）総会は、原則として年2回開催する。但し、全代表の5分の1以上の請求があった場合は、連盟委員長は総会を招集しなければならない。

第18条（成立）総会は、委任状を含め全代表の3分の2以上の出席を以って成立する。

第19条（議決）総会における議事は、出席者の過半数を以って之を決し、可否同数の場合は、議長が之を決す。

第20条（緊急総会）会長が必要ありたると判断したとき、本連盟加盟の硬式庭球同好会の代表を緊急で招集することができる。

### 第4章 集 会

第21条（担当者）本連盟加盟の硬式庭球同好会は、集会に出席する1名以上の担当者を選出しなければならない。担当者は、集会への参加義務を有する。

第22条（招集）集会は、連盟委員長が之を招集する。

第23条（集会）集会は、担当者を通して本連盟加盟の硬式庭球同好会に諸連絡を行うものとする。

### 第5章 役員会

第24条（役員）本連盟は下記の役員をおく。

会 長 1名

副 会 長 1名

顧 問 1名

参 与 2名

学 生 役 員 執行役員と次期執行役員の2代体制とする。

執行役員より連盟委員長1名、副委員長1名、財務1名、その他連盟役員を若干名置くことができる。

第25条（会長）会長は、慶應義塾大学教員、または之に準ずるものを以って充てる。

第26条（学生役員）連盟委員長、副委員長、財務、その他連盟役員は、本連盟役員会において選出し、任期は1月～12月の1ヵ年とする。

第27条（役職）連盟委員長は、本連盟を代表し、本連盟の業務を総理し、総会及び役員会の議長となる。副委員長は、連盟委員長を補佐し、連盟委員長に事故ありたる時はその職務を代行する。財務は、本連盟の会計を管理し、役員会に於いて監査を受け、毎年初めの集会に於いて会計報告を行わなくてはならない。

第28条（任期）学生役員は任期を2ヵ年とし、止むを得ない理由で任期満了の前に辞する場合は、会長ならびに連盟委員長の了承を得るものとする。

第29条（職能）役員会は、総会の決議に基づいて事業を主催し、且つ本連盟業務を処理する。

## 第6章 加盟・脱退

第30条（加盟）本連盟へ新規加入を希望する硬式庭球同好会、もしくは本連盟の硬式庭球同好会との提携を希望する硬式庭球同好会は、総会の決議を必要とする。なお、審査期間は1年間とする。

第31条（脱退）本連盟から脱退を希望する硬式庭球同好会は、総会の決議を必要とする。

## 第7章 規約変更

第32条（変更）本連盟規約の変更には、総会に於いて出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

第33条（細則）本連盟の運営に必要な細則は、役員会で別に定める。

## 第8章 附 則

第34条（発効）本規約は平成26年12月1日より発効する。

